

大津市環境基本計画（第3次）及び大津市一般廃棄物処理基本計画
中間見直しに係る市民意識調査等業務 仕様書

第1章 総則

1 業務名称

大津市環境基本計画（第3次）及び大津市一般廃棄物処理基本計画中間見直しに係る市民意識調査等業務

2 業務の目的

大津市環境基本計画（第3次）及び大津市一般廃棄物処理基本計画はともに、計画期間を令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までとしているが、令和8年度で策定から5年経過することから、計画の評価と検証を行うとともに、社会経済情勢の変化や関係法令の改正等、計画を取り巻く環境の変化を踏まえた中間見直しを予定している。

当該業務は、これら計画の中間見直しに向けて、アンケート形式による市民意識調査を実施し、その結果を整理・分析することで、見直し範囲や方向性を検討することを目的とする。

3 業務対象範囲

本業務の対象範囲は、大津市全域とする。

4 業務期間

契約締結日の翌開庁日から令和8年（2026年）3月31日（火）までとする。

5 業務内容

本業務の内容は「第2章 業務内容」のとおりとする。

6 業務スケジュール

- ・令和7年11月末まで：調査票の作成・印刷・発送準備、宛名ラベル作成
- ・令和7年12月から令和8年1月：調査票の送付、調査の実施
- ・令和8年2月：調査票の回収・集計・分析
- ・令和8年2月下旬：報告書の提出

7 打合せ・協議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と大津市（以下「市」という。）は常に密接な連絡をとり、必要に応じて適宜、協議を行うものとする。

8 業務実施上の留意点

- (1) 中間見直しの範囲や方向性の検討にあたっては、他都市の類似事例を十分に調査、参酌すること。
- (2) 本業務は、仕様書によるほか、関係法令等を遵守し実施すること。

9 受託者の責務

(1) 業務の実施

受託者は、本仕様書に基づいて業務を実施しなければならない。また、常に市と連絡を密にするとともに、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに報告し、市の指示を受けなければならない。

(2) 情報の取扱い

受託者は、業務の遂行上知り得た情報については、第三者に漏らしてはならない。

10 資料の貸与

市は、本業務の遂行上必要な資料を受託者に貸与することができる。なお、受託者は、貸与を受けた資料の保管、取り扱い等に十分注意し、本業務完了後速やかに市へ返却しなければならない。

11 全体工程、作業方針等

受託者は、全体工程、作業方針等について、本業務着手前にあらかじめ市と十分協議し、その内容について市の承諾を得なければならない。

12 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、9(2)の規定により当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

13 再委託の禁止

受託者は、市の承認を受けないで、再委託をしてはならない。ただし、コピー、印刷、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、承諾を必要としない。

14 成果の報告

本業務の成果物は、次の各号に掲げるものとし、電子データ及び書類により提出すること。また、成果物は全て市の所有とし、市の許可なく外部に貸与し、使用し又は公表してはならない。なお、業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を講じるものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

- | | |
|--|----|
| ① 報告書 | 2部 |
| ② 市民意識調査集計結果 | 2部 |
| ③ 上記データを収めたCD-R又はDVD-R (PDF、word、excel など) | 1枚 |

1.5 検査及び支払

- (1) 受託者は、業務が完了したときは、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、市の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、業務完了期限前であっても、市があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受けるものとする。
- (3) 支払いは、業務完了検査後に行う。

1.6 その他

本仕様書に定めのない事項、又は本調査業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、市と協議の上、誠意をもってその解決を図るものとする。

第2章 業務内容

本業務は天津市環境基本計画（第3次）の中間見直しに係る調査等と、天津市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに係る調査などの2つの業務内容から構成される。それぞれの業務内容は以下のとおりである。

1 天津市環境基本計画（第3次）の中間見直しに係る調査等

(1) 市民意識調査

アンケート形式の調査を実施する。アンケートは一般市民アンケート及び事業者アンケートの2種類を実施し、それぞれのアンケート内容については、市担当者と協議して定める。また、アンケート調査結果の分析・評価方法についても、天津市環境基本計画（第3次）策定時の分析・評価方法を踏まえ、市担当者と協議して定めるものとする。

【一般市民アンケート】市内在住の18歳以上の男女2,000人を無作為抽出

① アンケート方法

・配布 郵送

※WEBからアンケート回答ができる仕組みを受託者が準備し、調査票の中に、受託者が提供するURL及びQRコードを印字したものを送付する。

・回収 料金受取人払の返信用封筒（受託者負担）か、WEBフォームによる（アンケート受信者が選択できるものとする）

調査票の返信先、WEBフォームによる集計は、受託者とする。

・入力 受託者は回収した調査票及びWEBアンケートの回答分を含め、データ化作業（パンチング作業を含む）を行い、データを集計する。

② 対象人数

2,000人

③ 想定回収率

40%

④ 督促状、お礼状

不要

⑤ アンケート内容

想定する質問数は45問程度とし、内容については、天津市環境基本計画（第3次）策定時のアンケートを基に、市担当者と協議して定めるものとする。

なお、調査票には選択式の質問のほか、自由記述欄（数問程度）を設けるものとする。

※一般市民アンケートにおける受託者と発注者の業務項目

業務項目	受託者	市
調査票の作成	○	—
調査票の印刷・往路用封筒印刷	○	—
調査対象者の抽出	—	○
宛名ラベル作成・印刷	○	—
(復路) 料金受取人払いの日本郵便への手続き	○	—
返信用封筒作成	○	—
調査票等封入・封かん・送付・ラベル貼付	○	—
調査票送付(往路)に係る郵便料負担	○	—
調査票返送(復路)に係る郵便料負担	○	—
WEB アンケートの作成	○	—
調査票の回収、集計	○	—

【事業者アンケート】市内事業者 1,000 社を無作為抽出

① アンケート方法

- ・配布 郵送

回答方法は、調査票用紙のみでの回答とする。

- ・回収 料金受取人払いの返信用封筒(受託者負担)

調査票の返信先は、受託者とする。

- ・入力 受託者は回収した調査票について、データ化作業(パンチング作業を含む)を行い、データを集計する。

② 対象事業者数

1,000 社

③ 督促状、お礼状

不要

④ アンケート内容

想定する質問数は 25 問程度とし、内容については、大津市環境基本計画(第 3 次)策定時のアンケートを基に、市担当者と協議して定めるものとする。

なお、調査票には選択式の質問のほか、自由記述欄(数問程度)を設けるものとする。

※事業者アンケートにおける受託者と発注者の業務項目

業務項目	受託者	市
調査票の作成	○	—
調査票の印刷・往路用封筒印刷	○	—
調査対象者の抽出	—	○
宛名ラベル作成・印刷	○	—
(往路) 料金受取人払いの日本郵便への手続き	○	—
返信用封筒作成	○	—

調査票等封入・封かん・送付・ラベル貼付	○	—
調査票送付（往路）に係る郵便料負担	○	—
調査票返送（復路）に係る郵便料負担	○	—
調査票の回収、集計	○	—

【分析】

- ・受託者は調査結果の分析方法を市に提案し了解を得てから、分析作業に入ること。
- ・分析の手法について、大津市環境基本計画（第3次）策定時の調査結果を踏まえ、単純集計結果、クロス集計、因果分析、現象・傾向の提示、分析結果のコメント、調査結果統括等を市担当者と協議した上で定めること。

（2）中間見直しの方針の検討

市民・事業者に対するアンケート調査結果の分析を踏まえ、中間見直しの範囲や方向性について検討し、次年度以降の見直しに向けた方針を提案する。

2 大津市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに係る調査等

（1）市民意識調査

アンケート形式の調査を実施する。アンケートは一般市民アンケート及び事業者アンケートの2種類を実施し、それぞれのアンケート内容については、市担当者と協議して定める。また、アンケート調査結果の分析・評価方法についても、大津市一般廃棄物処理基本計画策定時の分析・評価方法を踏まえ、市担当者と協議して定めるものとする。

【一般市民アンケート】市内在住の18歳以上の男女1,000人を無作為抽出

① アンケート方法

- ・配布 郵送

※WEBからアンケート回答ができる仕組みを受託者が準備し、調査票の中に、受託者が提供するURL及びQRコードを印字したものを送付する。

- ・回収 料金受取人払の返信用封筒（受託者負担）か、WEBフォームによる（アンケート受信者が選択できるものとする）

調査票の返信先、WEBフォームによる集計は、受託者とする。

- ・入力 受託者は回収した調査票及びWEBアンケートの回答分を含め、データ化作業（パンチング作業を含む）を行い、データを集計する。

② 対象人数

1,000人

③ 想定回収率

40%

④ 督促状、お礼状

不要

⑤ アンケート内容

想定する質問数は70問程度とし、内容については、大津市一般廃棄物処理基本計画策定時のアンケートを基に、市担当者と協議して定めるものとする。

なお、調査票には選択式の質問のほか、自由記述欄（数問程度）を設けるものとする。

※一般市民アンケートにおける受託者と発注者の業務項目

業務項目	受託者	市
調査票の作成	○	—
調査票の印刷・往路用封筒印刷	○	—
調査対象者の抽出	—	○
宛名ラベル作成・印刷	○	—
（復路）料金受取人払いの日本郵便への手続き	○	—
返信用封筒作成	○	—
調査票等封入・封かん・送付・ラベル貼付	○	—
調査票送付（往路）に係る郵便料負担	○	—
調査票返送（復路）に係る郵便料負担	○	—
WEBアンケート作成	○	—
調査票の回収、集計	○	—

【事業者アンケート】市内事業者200社を無作為抽出

①アンケート方法

- ・配布 郵送

回答方法は、調査票用紙のみでの回答とする。

- ・回収 料金受取人払いの返信用封筒（受託者負担）

調査票の返信先は、受託者とする。

- ・入力 受託者は回収した調査票について、データ化作業（パンチング作業を含む）を行い、データを集計する。

② 対象事業者数

200社

③ 調査内容

調査内容については、大津市一般廃棄物処理基本計画策定時策定時のアンケートを基に、市担当者と協議して定めるものとする。

④ 督促状、お礼状

不要

⑤ アンケート内容

想定する質問数は40問程度とし、内容については、大津市一般廃棄物処理基本計

画策定時のアンケートを基に、市担当者と協議して定めるものとする。

なお、調査票には選択式の質問のほか、自由記述欄（数問程度）を設けるものとする。

※事業者アンケートにおける受託者と発注者の業務項目

業務項目	受託者	市
調査票の作成	○	—
調査票の印刷・往路用封筒印刷	○	—
調査対象者の抽出	—	○
宛名ラベル作成・印刷	○	—
（復路）料金受取人払いの日本郵便への手続き	○	—
返信用封筒作成	○	—
調査票等封入・封かん・送付・ラベル貼付	○	—
調査票送付（往路）に係る郵便料負担	○	—
調査票返送（復路）に係る郵便料負担	○	—
調査票の回収、集計	○	—

【分析】

- ・受託者は調査結果の分析方法を市に提案し了解を得てから、分析作業に入ること。
- ・分析の手法について、大津市一般廃棄物処理基本計画策定時の調査結果を踏まえ、単純集計結果、クロス集計結果、因果分析、現象・傾向の提示、分析結果のコメント、調査結果統括等を市担当者と協議した上で定めること。

(2) 中間見直しの方針の検討

市民・事業者に対するアンケート調査結果の分析を踏まえ、中間見直しの範囲や方向性について検討し、次年度以降の見直しに向けた方針を提案する。